明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務六七）　一

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務四〇五）　三

〔官庁報告〕
官庁事項
平成三十年度第二・四半期予算使用の状況（内閣）　三七
平成三十年度第二・四半期国庫の状況（同）　一六九

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○総務省令第六十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十日

総務大臣　石田　真敏